

学校給食用物資納入業者指定登録基準

1. 立地条件

以下の基準を満たし、物資納入を確実に実施できると認められるもの。

一般業者

(1) 原則として神奈川県、東京都（島しょ部を除く）に営業施設（事務所・店舗・保管場所・小分け場所・配送拠点等、以下「域内営業施設」という）を有していること。ただし、物資納入に必要と判断されるばあいはこの限りではない。

(2) 製造加工を要する食品については、関東近県に製造加工の設備があるもの。ただし、前記地区内で製造加工ができず、あるいは必要数量の調達が困難な食品はこの限りでない。

協力会等組織の業種

（川崎市食肉商業協同組合・青果協力会・川崎豆腐商業協同組合・学校給食玉子類協力会）

(1) 各協力会に加入しているもの。

(2) 店舗を川崎市内に有するもの。ただし、物資納入に必要と判断される場合はこの限りではない。

2. 経営規模

以下の基準を満たし、安定的な物資納入に支障がないと認められるもの。

(1) 相当の資本や販売実績があり、安定した経営を継続していること。

ただし、2期連続して債務超過の状態にある場合等、財務上課題があると判断される場合は、経営改善計画書等により、経営の改善努力をしていると認められること。なお、財務状況の悪化が、全国規模の感染症の拡大や、大規模災害等の影響を受けたと認められる場合には、状況を考慮する。

(2) 域内営業施設において相当数の常用従業員を有し、物資保管設備、通信設備、納入車両等、安定的な物資納入ができる体制を整えていること。

(3) 納税義務のある全ての税金を滞納していないこと。

(4) 社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金等）への加入義務がある者は、適切に加入し、保険料の滞納がないこと。

3. 信用状況

以下の基準を満たし、学校給食に理解を有し、反社会的勢力との関連がない等、社会的信用を有する業者であると認められるもの。

(1) 原則として、1年以上、1.の立地条件を満たした市内等営業施設において事業を継続している者であること。

(2) 神奈川県、東京都（島しょ部を除く）以外に本店所在地がある場合には、原則として、域内営業施設の登記があり、本店所在地において1年以上学校給食に理解を有していること

が認められる事業を継続していること。

(3) 申請者と域内営業施設の関係性が明らかであり、申請者が域内営業施設における物資納入の責任を負っていること。

(4) 申請者が、1年以上、1.の立地条件を満たした域内営業施設において事業を継続している者を、合併等により事業承継している場合には、その人員・設備等、事業を継続できる体制を引き継いでいることを確認できること。

4. 衛生管理

以下の基準を満たし、衛生上支障なく規格等に適合した物資の納入が可能と認められるもの。

(1) 給食用物資を取り扱う施設（以下、「物資取扱施設」という）において、業務に必要な営業許可を取得、又は、営業の届出を行っていること。

(2) 物資取扱施設に食品衛生責任者を選任していること。

(3) 物資取扱施設においてHACCPに沿った衛生管理を実施していること。

(4) 物資取扱施設の「食品衛生監視票」の点数が4、適用する項目の採点の合計点を、適用する項目の総基準点（施設に適用しない項目を除く）で除し、100を乗じた数が80点以上の採点成績を保持しているもの。減点項目がある場合、適切な改善又は対策ができていること。

(5) 物資取扱施設において、食中毒菌汚染や異物混入等の危害発生を防止するような清潔な状態が維持されていること。

(6) 物資取扱施設において、そ族・昆虫類の発生及び侵入を防ぐ対策を、専門業者に依頼し講じていること。

(7) 物資取扱施設において、水道法に規定する水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水を使用する場合、定期的に水質検査を実施していること。

(8) 給食用物資を取り扱う者（以下、「物資取扱者」という）及びその同居家族に下痢、嘔吐、腹痛等の症状を呈している者がいないかを把握し、適切な措置を講じていること。

(9) 物資取扱者に定期的な検便を実施していること。

(10) 物資取扱者に対する衛生教育を定期的実施していること。

(11) (1) から (10) の実施状況等を記録すること。

5. 供給能力

(1) 仕入及び製造加工能力が相当広大で所要量を満たしうること。

(2) 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる輸送能力を有するもの。

6. 輸送車両

(1) 輸送車両は、常時出動でき、各業種の輸送に対応した車両とすること。また、各車両の運行に必要な運転免許証所有者を有すること。

(2) 温度管理が必要な物資を輸送する場合、当該物資に適した冷却能力（冷蔵・冷凍）を有すること。また、輸送時の温度確認が可能な設備を有すること。

7. 事務体制

緊急時に対応できるよう常時業務連絡者を1名以上置くこと。

8. 外部への業務委託

納入業者から業務委託を受ける者は、上記項目の基準を満たすこと。

9. その他

指定業者であっても、2年以上取引・契約の実績がなかった者は登録を取り消す。